

食品安全情報（化学物質） No. 4/ 2019（2019. 02. 20）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 FDA の監視の現代化と改革によるダイエタリーサプリメントの規制を強化する新しい取り組みについての Scott Gottlieb FDA 長官の声明

米国食品医薬品局（FDA）はダイエタリーサプリメント規則の近代化を目標とした新規計画を発表する。ダイエタリーサプリメント健康教育法（DSHEA）が連邦議会を通過してから 25 年が経過した。ダイエタリーサプリメントに関する優先事項は第一に安全性確保、第二に製品の信頼性の維持、第三に情報を与えられた上での意志決定である。FDA はこれら優先事項の実現に向けた計画として、違法で危険の可能性のある製品の情報を迅速に共有できるツールの開発、製品の安全性を十分に評価できる規制的枠組みの更新、産業界との協力、違法製品への執行措置をより効果的にするための機能の構築、DSHEA の近代化をテーマとした議論への参加についての意向を発表した。

*ポイント： 食品安全の法規制を近代化させる一環として、FDA はダイエタリーサプリメント違法製品の監視を強化しています。今回は新規計画の発表とともに、監視強化の姿勢として、アルツハイマー病や他の多くの重篤疾患等の予防及び治療等を謳って未承認新規医薬品を含む製品及び誤解を招く製品を違法販売していた企業に向けて警告文書とオンライン助言文書を送付したことを公表しています。ダイエタリーサプリメントの原料として使用される新しいダイエタリー成分の安全性評価もさらに強化されると思われます。

【FSAI】 食肉製品中の亜硝酸塩の使用と除去

アイルランド食品安全局（FSAI）は、硝酸塩と亜硝酸塩についての情報を Q&A 形式で発表した。

*ポイント： 食品添加物としての使用について概要をまとめた Q&A ですが、今号では、硝酸塩/亜硝酸塩を含む植物抽出物や発酵野菜ブrossの利用についての疑問に焦点をあててご紹介しました。結論としては、植物抽出物などについても、保存や着色を目的としているので食品添加物としての意図的な使用とみなされ、食品添加物規則が適用されます。

【EPA】 EPA 長官代理は初めての包括的全国 PFAS 行動計画を発表

発表された行動計画は、強い世論の関心に応え、寄せられた意見を踏まえて米国環境保護庁（EPA）が初めてパー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）のような新興環境課題に対応するためにマルチメディア、マルチ計画、全国コミュニケーションおよび研究計画を構築したものである。EPA 行動計画では、これらの化合物への短期的解決策と、水源対策も含めた安全な飲料水を提供するために役立つ長期的戦略の両方が掲げられている。

*ポイント： EPA が、これまで助言レベルで対応していた飲料水のパーフルオロオクタン酸（PFOA）とパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）について最大汚染濃度（MCL: maximum contaminant level）を設定する方向で動き出しました。ただし、その濃度については助言レベルと同等にする意向であり、発効時期については決まっていないと述べています。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）モノグラフ 117 巻：ペンタクロロフェノールと関連化合物

[【FAO】](#)

1. 会議予告 食品安全の未来：知識を人々と経済と環境のための行動に変える
2. もし安全でないなら、それは食品ではない

[【EC】](#)

1. パブリックコメント募集：食品と接触する物質の評価
2. ニセ医薬品：患者の安全性を強化するための新しい規則
3. SCHEER - 「根拠の重みと不確実性についての覚え書き一改訂 2018」で明確に述べられている WoE アプローチのテストに関する科学的意見の要請
4. 査察報告書
5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 飼料添加物として使用する *Bacillus subtilis* の遺伝子組換え株が生産したビタミン B2 がヒトに引き起すリスクについての EFSA の声明
2. 遺伝子組換えナタネ T45 の認可更新の評価
3. 新規食品関連
4. 農薬関連
5. 飼料添加物関連

[【FSA】](#)

1. 最新の消費者意識調査の結果が発表された

[【NHS】](#)

1. 「過度に加工された」食品は早期死亡のリスクを増大させるか？
2. 「地元のフィッシュアンドチップス店」の小さいサイズが肥満と闘うのに役立つか
3. 果物や野菜を多く食べるほど「精神健康は改善する」

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. 子どもの中毒事故：無料のポスターなどで BfR アプリの宣伝
2. 公開文書：BfR から欧州議会議員 Maria Noichl への返事

[【FSAI】](#)

1. 食品安全に関する消費者保護に対する国家の新しいロードマップ
2. FSAI 科学会議 2019
3. 食肉製品中の亜硝酸塩の使用と除去
4. 抗菌剤使用と抗菌剤耐性に関する One Health 報告が公表された
5. ラベル誤表記のため Miss Fit Skinny Tea 及び Miss Fit Skinny / Slimming Coffee の回収措置

[【FDA】](#)

1. 農産物生産安全規則に従うことを支援する追加の資源
2. 公的警告およびリコール通知を発行するプロセスを強化するための新しいステップに関する FDA 長官 Scott Gottlieb, M.D. の声明
3. FDA の監視の現代化と改革によるダイエタリーサプリメントの規制を強化する新しい取り組みについての Scott Gottlieb FDA 長官の声明
4. 警告文書
5. リコール情報

[【EPA】](#)

1. EPA 長官代理は初めての包括的全国 PFAS 行動計画を発表

【NIH】

1. ファクトシート更新：ナイアシン

【FTC】

1. FTC は Tarr 社の詐欺的宣伝商品を購入した消費者に 600 万ドル以上を返金
2. FTC と FDA はアルツハイマー病を治療できる、パーキンソン病、心疾患、がんなどのその他の重大な疾患を緩和あるいは治癒すると宣伝しているダイエタリーサプリメントを販売している企業に警告文書を送付した

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【MPI】

1. 貝のバイオトキシン警告

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 一ヶ月後に控えた「産卵日付」表示で養鶏農家なぜ反発？
3. レシピの改善で食品中の重金属を低減することが可能
4. 不正不法食品・医薬品・化粧品の実験領域が拡大される
5. 新しい食品原料認定、食品医薬品安全庁からのお知らせ
6. 輸入魚の頭及び魚、軟体類の内蔵の安全管理強化
7. 食品医薬品安全庁、グルメ安全の危害テスト・検査機関の管理強化 検査制度課
8. 食品医薬品安全庁、輸入食品の現地事前安全管理強化で危害食品のブロック
9. 回収通知
10. 生産段階の卵検査の結果、不適合卵の回収・廃棄

【HSA】

1. HSA は他国で発見された不正な健康製品に関する情報を更新（11月-12月 2018）

【FSSAI】

1. アルコール飲料の警告表示について

【その他】

- ・ (ProMED-mail) アルコール中毒 インド：(ウッタルプラデシ) 致死
- ・ (EurekAlert) 世界ではごく少数の作物が優勢。持続可能な農業にとっては悪いニュース
- ・ (EurekAlert) シーフードの誤表示はサプライチェーン全体に渡り存在する、研究が発見
- ・ (EurekAlert) カナダでは 14%のソーセージが誤表示、Guelph 大学の前回調査より減少
- ・ (EurekAlert) 大規模研究がフタル酸と乳がんリスクの増加を関連させられなかった

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関（IARC）

モノグラフ 117 巻：ペンタクロロフェノールと関連化合物

IARC Monographs Volume 117: Pentachlorophenol and Some Related Compounds

7 February 2019

<https://www.iarc.fr/news-events/iarc-monographs-volume-117-pentachlorophenol-and-some-related-compounds/>

オンライン発行のお知らせ。ペンタクロロフェノール、2,4,6-トリクロロフェノール、3,3',4,4'-テトラクロロアゾベンゼン、アルドリン、ディルドリンについて。

-
- 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）
<http://www.fao.org/>

1. 会議予告

食品安全の未来：知識を人々と経済と環境のための行動に変える

The Future of Food Safety: Transforming knowledge into action for people, economies and the environment

<https://www.who.int/food-safety/international-food-safety-conference/>

① 第一回 FAO/WHO/AU 国際食品安全会議

食品安全向上のための世界的推進

International push to improve food safety

アディス・アベバ 2019 年 2 月 12-13 日

<http://www.fao.org/news/story/en/item/1179952/icode/>

（合同プレスリリース）

アフリカ連合、FAO、WHO、WTO の共催で、より大きな国際協調を呼びかけて開会。

② FAO/WHO/WTO 国際食品安全貿易フォーラム

ジュネーブ 2019 年 4 月 23-24 日

2. もし安全でないなら、それは食品ではない

If it isn't safe, it isn't food

<http://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1179647/>

食品由来疾患を予防するために（FAO が）一緒にできる 6 つの方法

1. 最初から地元生産者と協力する

2. 国際基準を設定する
3. 各国が強力な規制管理システムをもつことを確実にする
4. 家庭でのより安全な食品取り扱いを薦める
5. 食品安全の背景にある科学を評価する
6. 食品安全危機対応と準備を推進する

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. パブリックコメント募集

食品と接触する物質の評価

Evaluation of Food Contact Materials (FCM)

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/initiatives/ares-2017-5809429/public-consultation_en

2019年2月11日から5月6日まで。EU規制に関するEC評価の一環として。
現行規制が目的に適切かどうか、一貫して妥当かどうか、などを尋ねている。

2. ニセ医薬品：患者の安全性を強化するための新しい規則

Falsified medicines: new rules to enhance patients' safety

Brussels, 8 February 2019

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-872_en.htm

医薬品の偽造はEUの公衆衛生にとってあまりにも長い間重大な脅威であり続けている。
明日から、安全性のための新しい規則がEUで販売される処方薬に適用される。

これからは、企業は処方薬の箱に二次元バーコードと異物混入防止装置をつける。オンラインを含む薬局と病院は患者に提供する前に医薬品の真正性をチェックする。この措置は、2011年に採択された、EU域内で販売される医薬品の安全性と品質を保証することを目的とした偽造医薬品指令（指令2011/62/EU）の最終段階である。

* 偽造医薬品 (Falsified medicines)

https://ec.europa.eu/health/human-use/falsified_medicines_en

3. SCHEER - 「根拠の重みと不確実性についての覚え書き—改訂2018」で明確に述べられているWoEアプローチのテストに関する科学的意見の要請

SCHEER - Request for a scientific Opinion on Testing the WoE approach as formulated in the 'Memorandum on weight of evidence and uncertainties – Revision 2018'

https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/scientific_committees/scheer/docs/scheer_q_014.pdf

新規及び再興健康リスクに関する科学委員会（SCENIHR）に対して、先の覚え書きの手順を各種科学的意見に適用した場合の問題点や利点などの報告を求める。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2018（2018. 07. 04）

【EC】EU SCHEER（健康環境新興リスクに関する科学委員会）

根拠の重みと不確実性についての覚え書き—改訂 2018

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201814c.pdf>

4. 査察報告書

- ポルトガル—食品改良剤

Portugal—Food improvement agents

18/01/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4083

2018年9月10～18日にポルトガルで実施した、食品改良剤についてEUの法的要件の実行に関する適切な公的管理システムを評価するための査察。食品改良剤を含む公的管理システムは、輸入、販売、その利用など、概して目的にかなっており、法令違反事例での適切な行動対策が含まれている。全ての食品分類がサンプリング計画に含まれていなくても、2管轄機関を合わせると、文書検査やサンプリングなど、すべての種類の食品で食品改良剤をカバーしている。検査機関の能力は今のところ飲料分析に限られているが、この限定は対処されつつある。

- スロベニア—公的輸入管理システム(生きた動物、動物及び非動物由来食品)

Slovenia—Official import control system (live animals, food of animal and non-animal origin)

18/01/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4082

2018年9月10～14日にスロベニアで実施した、生きた動物と動物及び非動物由来製品の公的輸入管理の実行を評価し、システムがEU法の要求を満たしているかどうか、また法令順守品だけがEU域内に搬入されていることを確認するための査察。管轄機関は公的管理運営の適切な枠組みを設定している。職員は十分教育され、詳細なガイダンス文書と情報技術システムで支援されている。各機関の協力と連携も十分である。国境検査所や入国検査所の施設、設備、衛生状態は適切である。国の法令では特別な輸入条件の非動物由来製品の輸入管理に関する制裁をカバーしていないが、国内法のレビュー後に改正する予定である。

- 韓国—生きた動物及び動物製品の残留物と汚染物質

Korea, Republic of—Residues and contaminants in live animals and animal products

07/02/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4088

2018年6月18～29日まで韓国で実施した、EU輸出用生きた動物及び動物製品の残留物と汚染物質の公的管理の有効性を評価するための査察。韓国の動物由来食品の残留物の現在の公的管理は、EUが承認した残留モニタリング計画を大部分順守しているが、輸出製品がEU基準値を超えた残留物を含まないという十分な保証を提供していない。残留物管理システムの有効性は、残留モニタリング計画の計画と実行に関する多くの要因と、特に、残留検査施設の結果に信頼性がないことで害されている。

- **アルバニア—生きた動物及び動物製品の残留物と汚染物質**

Albania—Residues and contaminants in live animals and animal products

05/02/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4087

2018年10月16～25日にアルバニアで実施した、生きた動物及び動物製品の残留物と汚染物質の公的管理の有効性を評価するための査察。概して、アルバニアにはEUの最小限の要求に従う残留モニタリング計画があるが、検査所の資金不足により、現在の動物由来食品の残留物の管理システムでの実行は限られ、害されている。EUへの輸出品からの残留物の違反リスクは、EU禁止物質を懸念する限りにおいては低い。これは動物用医薬品の良く機能した適切な認可システムによる。それでもなお、動物用医薬品の流通と使用の管理は強化する必要がある。

- **ルーマニア—牛乳、家禽肉、赤肉、肉製品**

Romania—Milk, poultry meat and red meat and meat products

23/01/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4086

2018年6月4～15日にルーマニアで実施した、牛乳、家禽肉、赤肉、肉製品の公的管理について、以前の査察に応じて対処した行動を評価するための査察。概して、以前の報告書の助言に対処するために取られたり発表されたりした、この査察中にレビューされた行動は、指示通りに実行され、必要に応じてほぼ適用された。結果として管理システムの優れた改善が、すべてのレベル、特に中央レベルで実現している。発表された是正措置にもかかわらず、食品企業管理者は、飲料水の利用以外は適切なEU要件の順守を十分に立証できなかった。多くの欠点が観察された。

- **エクアドル—生きた動物と動物製品の残留物と汚染物質**

Ecuador—Residues and contaminants in live animals and animal products

21/01/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4085

2018年9月4～13日にエクアドルで実施した、EUが承認した残留モニタリング計画の

順守や、EU 輸出用商品が動物用医薬品、農薬、汚染物質の残留物を含んでいないという保証を評価するための査察。概して、エクアドルの動物由来食品の残留物の現在の管理システムは、大部分がよく機能した研究所ネットワークや、輸出水産物が EU 基準値を超えた残留物を含んでいないという保証を支える動物用医薬品の認可や管理システムに支援されている。

● リトアニア—PDO、PGI、TSG

Lithuania—PDO, PGI and TSG

14/02/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4092

2018 年 10 月 9～17 日にリトアニアで実施した、農作物と食品の原産地名称保護(PDO)・地理的表示保護(PGI)・伝統的特産品保護(TSG)と蒸留酒の地理的表示(GI)のための EU 品質計画について、EU 規制を実行するための公的管理システムや、そのトレーサビリティと表示を評価するための公的管理査察。概して、管轄機関がデザインした、優先順位付けの方法論が文書化され一部実行されている公的管理システムは適切である。PDO/PGI/TSG の農作物や食品に関して、公的管理は生産者/加工者レベルで適切である。しかしながら、GI 蒸留酒の技術ファイルの詳細の順守を確認するための、製作者や加工業者レベルで実施する公的管理はない。農作物や食品、蒸留酒は市販レベルで管理されている。

● ベルギー—加工動物性タンパク質

Belgium—Processed animal proteins

07/02/2019

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4089

2018 年 9 月 10～19 日にベルギーで実施した、関連企業管理者が加工動物性タンパク質 (PAP) の衛生状態、トレーサビリティ、売買の必要条件を実行していることを確認するための査察。公的管理システムは、包括的な施設リスト、様々な連邦機関及び地方機関の中や機関間の管理の行き届いた協力やコミュニケーションに支えられている。管理者と製品は高水準の公的管理で EU の必要条件を満たす良い基盤を提供している。にもかかわらず、査察チームが検査した多くの事例で様々な管轄機関が PAP の輸出の法的要件を実行しておらず、PAP の輸入や EU 内の取引に関するトレーサビリティ、有機肥料/土壌改良剤などの欠点で管理システムの効果が弱められている。

5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2019年第6週～第7週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産チルドメカジキロインの水銀(1.3 mg/kg)、オーストリア産オランダ製造フードサプリメントの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD) (44200 mg/kg)、英国産フードサプリメントの未承認物質オロチン酸マグネシウム (OK) (高摂取量: 500 mg/日)、米国産ドッグフードのビタミン D 高含有、中国産竹製ボウルからのホルムアルデヒド(191 mg/kg)及びメラミン(7.2 mg/kg)の溶出、インドネシア産フードサプリメントの未承認物質シルデナフィル(8 mg/kg)及びタダラフィル(222.3 mg/kg)、ナイジェリア産パーム油の未承認着色料スーダン 4 (1698 µg/kg)、インドネシア産すりおろしココナッツの亜硫酸塩非表示 (22 mg/kg)、ブラジル産スイカのフルアジホップ-*p* (0.78 mg/kg)、フランス産飼料用白キビにブタクサの種子高含有(0.08 %)、中国産乾燥海藻のヨウ素高含有(20620 mg/kg)、シリア産酢漬けのカブの未承認着色料ローダミン B (> 2000 µg/kg)、ベルギー産有機ムズリのアフラトキシン(B1 = 5.7; Tot. = 8.8 µg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

タイ産冷凍調理済マグロロインのヒスタミン(359 mg/kg)、ウズベキスタン産有機ビターアプリコットカーネルのシアン化合物高含有(1834.8 mg/kg)、インド産バスマティ米のチアメトキサム(0.043 mg/kg)及び未承認物質トリシクラゾール(0.11 mg/kg)、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 5.6 µg/kg ; B1 = 2.59 µg/kg)、米国産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 10; Tot. = 11 µg/kg)、米国産フードサプリメントの未承認新規食品成分アグマチン硫酸、2,4-ジニトロフェノール (DNP)のオンライン販売、セルビア産フードサプリメントの未承認物質金属マグネシウム(粒子)、米国産缶入りドッグフードのビタミン D 高含有、2,4-ジニトロフェノール (DNP)のオンライン販売、イタリア産チルド鹿肉サラミの鉛(0.912 mg/kg)、米国産茹でピーナッツのアフラトキシン(B1 = 6.7; Tot. = 7.7 µg/kg ; B1 = 7.6; Tot. = 8.5 µg/kg ; B1 = 4.9; Tot. = 5.6 µg/kg ; B1 = 36; Tot. = 40 µg/kg)、アルゼンチン産茹でピーナッツのアフラトキシン(B1 = 23; Tot. = 26 µg/kg ; B1 = 4.1; Tot. = 8.8 µg/kg ; B1 = 2.7 µg/kg ; B1 = 18; Tot. = 60 µg/kg)、トルコ産オレガノのピロリジジナルカロイド(6660 µg/kg)、英国産二酸化塩素溶液の未承認食品添加物二酸化塩素(E926)、ベトナム産ジュースベース飲料のピロ亜硫酸ナトリウム(E223)(表示上のスペルミス)・ジェランガム(E418)未承認及び着色料アズルビン(E122)と着色料ブリリアントブルーFCF(E133)非表示、シリア産クルドの漬物の未承認着色料ローダミン B 及び着色料アズルビン(E122)の未承認使用、インド産アムラ(Phyllanthus emblica)の未承認物質モノクロトホス(0.18 mg/kg)及びトリアゾホス(0.04 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

スペイン産フードサプリメントの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、産出国不明ルーマニア経由フードサプリメントの着色料エリスロシン(E127)の非表示及び未承認使用(1.68 mg/kg)及び未承認新規食品成分ゼオライト、中国産竹製カップからのホルムアルデヒドの溶出(1.3~24.7 mg/kg)、インド産オランダ経由未承認新規食品ビンロウの実(ビンロウジ)、オランダ産貝殻餌鱗状餌の未承認飼料添加物アンプロリウム(0.2~7.4 µg/kg)、台湾産缶入りコーヒー飲料のステアロイル-2-乳酸ナトリウム(E481)未承認、米国産コーラ味炭酸飲料の安息香酸(E210)高含有(386 mg/l)、英国産舌下オイルスプレーの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、ベトナム産オランダ経由冷凍全形赤いティラピアの未承認物質アジスロマイシン(21 µg/kg)、ベトナム産英国経由ジュースベース飲料のピロ亜硫酸ナトリウム(E223)(表示上のスペルミス)・ジェランガム(E418)未承認及び着色料アマランス(E123)の未承認使用、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

イラン産トルコ経由殻なしピスタチオナッツのアフラトキシン(B1 = 46.87; Tot. = 56.11 µg/kg)、台湾産テフロンコート底抜き可能型の内部コーティング剥離及び高濃度の総溶出量(58 mg/dm²)、インド産バスマティ米の未承認物質アセフェート(0.042 mg/kg)及びトリシクラゾール(0.105 mg/kg)、インド産チリペッパーのクロロタロニル(0.04 mg/kg)及び未承認物質ジクロロボス(0.13 mg/kg)、トルコ産ペッパーのアセタミプリド(0.640 mg/kg)、トルコ産マンダリンのエスフェンバレレート(0.438 mg/kg)、トルコ産生鮮オレンジのエスフェンバレレート(0.161 mg/kg)、エジプト産殻付きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 23.1; Tot. = 25.6 µg/kg)、フィリピン産インスタント麺の着色料タートラジン(E102)の未承認使用、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2228 mg/kg)、ジョージア産ヘーゼルナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 19.2; Tot. = 28.8 µg/kg)、タイ産米国経由メラミンボウルからのホルムアルデヒドの溶出(18.3 mg/kg ; 22,6 mg/kg)、アルゼンチン産茹でピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 4.4; Tot. = 5.1 µg/kg)、ドミニカ共和国産ペッパーのメソミル(0.050 mg/kg)及び未承認物質フィプロニル(0.051 mg/kg)、インドネシア産ナツメグのアフラトキシン(Tot. = 16.4 µg/kg)、米国産トルコで加工したピスタチオのアフラトキシン(B1 = 17.75 µg/kg)、中国産メラミン製台所用品からのホルムアルデヒドの溶出(25 mg/kg)、ドミニカ共和国産ペッパーのメソミル(0.17 mg/kg ; 0.21 mg/kg)・クロロタロニル(0.16 mg/kg)及び未承認物質チオジカルブ(0.038 mg/kg ; 0.032 mg/kg)、ベトナム産冷凍レッドチリペッパーのキナルホス(0.043 mg/kg)・未承認物質プロフェノホス(0.099 mg/kg)・カルベンダジム(0.31 mg/kg)・ペルメトリン(0.48 mg/kg)・クロルフェナピル(0.26 mg/kg)及びトリシクラゾール(0.061 mg/kg)、パキスタン産チリペッパーの未承認物質メタミドホス(0.07 mg/kg)、トルコ産干しブドウのオクラトキシン A (19.3 µg/kg ; 19.1 µg/kg)、セネガル産ピーナッツペーストのアフラトキシン(B1 = 23; Tot. = 34 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2573 mg/kg)、セネガル産ピーナッツパウダーのアフラトキシン(B1 = 47; Tot. = 81 µg/kg)、トルコ産サルタナレーズンのオクラトキシン A (20 µg/kg ; 22 µg/kg)、トルコ産

ザクロのプロクロラズ(0.78 mg/kg ; 1.064 mg/kg ; 1.236 mg/kg)及びイマザリル(0.19 mg/kg ; 0.532 mg/kg)、トルコ産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 10.63; Tot. = 11.20 µg/kg)、中国産ピーナツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 8.7; Tot. = 21 µg/kg)、中国産クコの実の未承認物質カルボフラン(0.71 mg/kg)、トルコ産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 40; Tot. = 49 µg/kg)、アルゼンチン産ピーナツのアフラトキシン(B1 = 17; Tot. = 37 µg/kg ; B1 = 10; Tot. = 15 µg/kg)、トルコ産ヘーゼルナツのアフラトキシン(B1 = 21; Tot. = 22 µg/kg)、ウズベキスタン産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2301 mg/kg)、インド産冷凍バナメイエビの禁止物質ニトロフラン(代謝物質)フラゾリドン(AOZ) (26 µg/kg)、トルコ産ザクロのクロルピリホス(0.06 mg/kg)及びプロクロラズ(1.253 mg/kg)、台湾産麺の着色料タートラジン(E102)の未承認使用、エジプト産殻付きピーナツのアフラトキシン(B1 = 33.5; Tot. = 36.9 µg/kg)、パラグアイ産ピーナツのアフラトキシン(B1 = 11; Tot. = 13 µg/kg)、トルコ産煎った塩味殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 16.93; Tot. = 19.09 µg/kg)、中国産液体キャンディスプレーの高水準の酸性度(pH 1.6)、中国産香港経由ベビースプーンとフォークセットからのニッケルの溶出(41.9; 55.7 mg/kg)、中国産香港経由茶の未承認物質アントラキノン(0.093 mg/kg)、タイ産ネコ用缶入りマグロの水銀(0.7 mg/kg)、中国産大豆ドリンク粉末のエチレンジアミン四酢酸カルシウムニナトリウム(E385) (CDEDTA)高含有、中国産メラミン製台所用品からのホルムアルデヒドの溶出(17; 16; 30 mg/kg)、トルコ産マンドリンのエスフェンバレレート(0.328 mg/kg)、など。

その他、アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 飼料添加物として使用する *Bacillus subtilis* の遺伝子組換え株が生産したビタミン B2 がヒトに引き起すリスクについての EFSA の声明

EFSA statement on the risk posed to humans by a vitamin B2 produced by a genetically modified strain of *Bacillus subtilis* used as a feed additive

31 January 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5615>

2018年10月2日に、ベルギーの国家機関が食品及び飼料に関する緊急警報システム(RASFF)を通して、飼料添加物として使用されるビタミン B2 に遺伝子組換え DNA が検出されたと通知した。欧州委員会は、この飼料添加物の遺伝子組換え原材料の存在がヒトに引き起こす、特に抗菌剤耐性(AMR)に関するリスクについて EFSA からの科学的助言を要請した。EFSA は添加物と飼料両方の AMR 遺伝子の存在に関して RASFF の分析データを評価した。添加物と飼料のサンプルは遺伝子組換え枯草菌の DNA の存在に陽性反応を示し

た。その結果、完全長のクロラムフェニコール耐性遺伝子と適合するが、その存在については立証しなかった。他の AMR 遺伝子や枯草菌の生きた細胞の存在に関する情報は得られなかった。この声明では、飼料添加物の AMR 遺伝子の存在がヒトの健康に有害影響をもたらすイベントを示すリスク評価経路を規定している。根拠に基づくリスク推定のためには、全てのイベントの発生可能性データが必要である。全てのイベントは理論的に可能だが、それぞれ起こる確率を推定できる科学的なデータはない。その上、添加物や飼料のビタミン B2 に完全長の AMR 遺伝子の存在の証拠はなく、そのため AMR 遺伝子導入の最初の段階が実行されるかどうかは明らかではない。飼料添加物に AMR 遺伝子の断片が単独で存在することはリスクではない。完全長の AMR 遺伝子が飼料添加物に存在するなら、フードチェーン経由で病原菌の伝染、および/または薬剤耐性菌/遺伝子の環境への広まりに関連するリスクとなる可能性があり、AMR 決定要因の環境への蓄積に寄与する可能性がある。

2. 遺伝子組換えナタネ T45 の認可更新の評価

Assessment of genetically modified oilseed rape T45 for renewal of authorisation under Regulation (EC) No 1829/2003 (application EFSA - GMO - RX - 012)

EFSA Journal 2019;17(2):5597 14 February 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5597>

更新を検討しているナタネ T45 のイベントの DNA 配列が、最初に評価したイベントの配列と同じだと想定すると、ナタネ T45 の最初のリスク評価の結論を変えるような新しいハザード、暴露、科学的不確実性の証拠はない。

3. 新規食品関連

新規食品としての *Yarrowia lipolytica* 酵母バイオマスの安全性

Safety of *Yarrowia lipolytica* yeast biomass as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283

EFSA Journal 2019;17(2):5594 14 February 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5594>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の栄養・新規食品・食品アレルギーに関するパネル (NDA) は、新規食品 (NF) として *Yarrowia lipolytica* 酵母バイオマスの科学的意見を出すよう求められた。この NF は天然に広く存在し、環境中や食品に見られる酵母種 *Yarrowia lipolytica* の乾燥し加熱殺菌したバイオマスである。生産工程は十分記述されており、安全上の懸念は生じない。この NF の組成について提出された情報は十分で安全上の懸念を生じない。申請者はこの NF を、カプセル、タブレット、パウダーの形で食品サプリメントとして使用することを提案した。この NF の対象集団は 3 歳以上の一般人である。提案した最大一日使用量は、3 歳から 10 歳未満の子供には 3 g/日、それ以上の年齢には 6 g/日である。この NF の組成と提案使用量を考慮すると、この NF の摂取量は栄養学的に不都合ではない。関連する毒性学的情報は提出されなかった。パネルは、*Yarrowia lipolytica* の生産目的の安

全性適格推定(QPS)の状況と、この NF の生産工程は安全上の懸念を生じないという事実を考慮して、この NF の安全性評価に毒性試験は必要ないと考えた。パネルは、この新規食品 *Yarrowia lipolytica* 酵母バイオマスは、提案した使用状況において安全だと結論した。

4. 農薬関連

- 既存 MRL レビューを必要としない農薬有効成分

Pesticide active substances that do not require a review of the existing maximum residue levels under Article 12 of Regulation (EC) No 396/2005

EFSA Journal 2019;17(2):5591 12 February 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5591>

EC 規則 No 396/2005 条項 12(1)により、EFSA は指令 91/414/EEC の Annex I への有効成分としての登録/削除の日付から 12 か月以内に、その有効成分の既存最大残留基準 (MRLs) のレビューについて理由付き意見を提出しなければならない。EC 規則 No 396/2005 条項 12(1) でレビューする必要がある有効成分の中で、その評価の最終化が確定しておらず、理由付き意見も提出されていない、すでにリスク管理者が一時的に EC 規則 No 396/2005 の Annex IV に含んでいる 6 物質を含む 13 物質について、MRLs レビューはもはや必要ないと EFSA は考えている。EFSA はこれらの物質の MRLs レビューが用いられなくなった理由を説明する声明を作成した。関連する質問はこの声明での対応が検討されている。13 物質については本文の p11 の表 11 を参照。

- フルトラニルの MRL レビュー後の確認データの評価

Evaluation of confirmatory data following the Article 12 MRL review for flutolanil

EFSA Journal 2018;17(2):5593 4 February 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5593>

申請者日本農薬(株)は、EC 規則 No 396/2005 条項 12 にもとづく最大残留基準(MRL)のレビューの枠組みでフルトラニルに関して利用不可能とされていた確認データを評価するようフィンランドの国立管轄機関に要請を出した。アーティチョークと鞘付き豆の新しい残留試験、及び動物由来製品の保存安定性データに関するデータのギャップが対処された。MRL レビューで確認されたデータのギャップが対処されなかった、あるいは一部しか対処されなかったため、ペッパーや特定の動物由来製品の暫定 MRL については、さらなるリスク管理の検討が必要である。フルトラニルの更新の枠組みで評価される予定の反芻動物の新しい代謝試験が提出された。正式には、このデータのギャップは対処すべきと考えられる。EFSA はフルトラニルの最新の消費者リスク評価を改訂し、長期食事摂取は消費者の健康へのリスクになりそうもないと結論した。この理由付き意見で報告された結論は、EU 農薬ピアレビューの結果を踏まえて再検討される必要がある。

- 殺虫剤として植物保護に使用する L - システインの基本物質申請について加盟国と

EFSA のパブリックコメント募集結果

Outcome of the consultation with Member States and EFSA on the basic substance application for L - cysteine for use in plant protection as insecticide

15 February 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1562>

EFSA がパブリックコメントの結果をまとめ、個別に受け取ったコメントについての EFSA の科学的見解を提示した。

5. 飼料添加物関連

全ての動物種用飼料添加物としてのベントナイト間隙藻の調製品の有効性

Efficacy of a preparation of algae interspaced bentonite as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2019;17(2):5604 15 February 2019

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5604>

申請者は追加情報を提出したが、証拠不十分により、FEEDAP パネルは全ての動物種用技術的飼料添加物としてのベントナイト間隙藻の有効性を結論できなかった。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. 最新の消費者意識調査の結果が発表された

Latest Public Attitudes Tracker survey results published

31 January 2019

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/latest-public-attitudes-tracker-survey-results-published>

意識調査は食品関連問題に対する消費者の態度の変化をモニターする。食品問題、英国の食品アウトレットの食品安全性に関する懸念、衛生基準、FSA、食中毒、アレルギーに対する意識、食品生産、販売及びラベル表示に対する考え方等の調査結果。

* 報告書

Biannual public attitudes tracker

<https://www.food.gov.uk/about-us/biannual-public-attitudes-tracker>

最も心配している食品安全の問題は：外食時の食品衛生 (35%)、食中毒(29%)、鉛などの環境由来化学物質 (28%)、食品添加物 (28%)

最も心配している食品問題は：食品中の砂糖の量 (50%)、食品廃棄 (49%)、食品の値段 (46%)、動物の福祉(43%)

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. 「過度に加工された」食品は早期死亡のリスクを増大させるか？

Do 'heavily processed' foods increase the risk of an early death ?

Tuesday February 12 2019

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/do-heavily-processed-foods-increase-risk-early-death/>

「研究は過度に加工された食品と早期死亡のリスクを関連付ける」と The Guardian は報道する。

いわゆる『超加工』食品を 10%以上多く食べた中高年のフランス人は、それより少なく食べた人と比べると、7年間のうちに死亡する可能性がわずかに増えたと研究者は報告した。研究者は超加工食品を「多数の工業加工を介して製造された多様な成分を含む食品」として説明した。彼らは例として、「大量生産されたスナック、甘い飲料、パン、菓子類、調理済みの食事及び加工肉」をあげた。

これらの食品のいくつかは健康的でないかもしれないが、例えば、砂糖の入っていない飲料や調理済みの野菜スープを一つのグループにまとめるのは役に立たないように思える。

ある栄養学者が指摘するが、「同じ成分にも関わらず、店で買ったものは超加工となるが、家で焼いたパンやビスケットは超加工とはみなされない。」

この研究は、健康的な食事の重要性についてエビデンスにいくつかの情報を付け加える。残念なことに、ひとつのカテゴリーに「超加工」食品をすべてまとめることで、この研究が道理が通ったものであることを困難にしている。

2. 「地元のフィッシュアンドチップス店」の小さいサイズが肥満と闘うのに役立つか

Could smaller portion sizes from your 'local chippy' help combat obesity?

Thursday February 7 2019

<https://www.nhs.uk/news/obesity/could-smaller-portion-sizes-your-local-chippy-help-combat-obesity/>

「フィッシュアンドチップス店は英国の肥満危機と闘うためにより小さいサイズのフィッシュアンドチップスを販売している」と The Sun は報道する。

英国ではフィッシュアンドチップスは永続的に人気のある持ち帰り商品の選択肢である；それゆえの「フィッシュアンドチップスのようにイギリス風である」という言葉である。

高まる懸念は、英国のソウルフードのひとつが肥満の原因であるかどうかである。最近の研究ではしっかり揚げた衣付きのフィッシュアンドチップスは総 1,658 カロリーの食事

になるということがわかった。それは推奨される一日の摂取カロリーの女性では約 80%、男性では約 70%である。小さいサイズは定期的に持ち帰りを利用する人にとって体重を管理するために役に立つかもしれない。

研究チームがフィッシュアンドチップスの小さいサイズの販売を促進するための方法を見つけるために、2016年イングランド北部でフィッシュアンドチップスの卸売販売者と一緒に仕事をした。彼らは小さいサイズ用にデザインされた新しい包装のボックスを作り、少ない量を促進するためにポスターを貼り、新たな試みに参加するよう店のオーナーやマネージャーに促すイベントを行った。そのイベントの6週間後、小さいサイズの食事の販売数は伸びた。研究者は2017年には新しい小さいサイズのボックスが55万個以上売れたと述べた。

これが肥満の蔓延に対する影響があるかどうかは今後の課題である。

3. 果物や野菜を多く食べるほど「精神健康は改善する」

Eating more fruit and veg 'improves mental wellbeing'

Wednesday February 6 2019

<https://www.nhs.uk/news/food-and-diet/eating-more-fruit-and-veg-improves-mental-wellbeing/>

「食事に果物や野菜を増やすことは新しい仕事に就くのと同じくらい気分が高揚し、精神的安定が得られる」と Mail Online は報道する。

ヒトが典型的に1日にどのくらいの果物と野菜を食べるかと精神的健康の関連を推定するため、研究者は英国の家庭の調査結果を使用した。研究者はヒトが果物や野菜を多く食べると、より幸福感、生きがいを感じ、不安が少ないと報告したことを発見した。

困難な点は、果物や野菜が実際に改善された精神健康の原因であるかどうかを知ることである。研究者は年齢、収入層、婚姻と就労の状況及び一般的な健康状態のような要因を考慮に入れ、長期にわたり同じヒトの結果を比較した。この手法は結果をより信頼性あるものにするのに役立った。しかし、結果が、例えば楽しくない場合よりむしろ、より楽しく感じる場合、より多くの果物や野菜を食べるということを示すわけではないことについては、確証はない。

もし、結果が真実であれば、これは果物や野菜の摂取量を増やすためのもう一つの理由を与えることになる。これらの食品を食べることが身体的健康にとって良いことであるのはすでにわかっており、この研究は野菜と果物が精神的健康も改善することができることを示唆する。

英国政府は1日に5単位の果物と野菜を食べることを助言する。一日に最低5単位の果物と野菜を食べることの効果についての助言は、以下で詳しく読むことができる。

(<https://www.nhs.uk/live-well/eat-well/why-5-a-day/>)

-
- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

- ASA Ruling on Plenish Cleanse Ltd

06 February 2019

<https://www.asa.org.uk/rulings/plenish-cleanse-ltd-a18-466208.html>

「世界を変えたいならミルクをアーモンドミルクに代えよう」というポスターについて、アーモンドの生産も環境に負荷を与えるため誇大だという苦情申し立てがあった。提出された資料から、温室効果ガスの排出、大気汚染、水汚染、土地や水の使用のいずれにおいてもアーモンドミルクの方が牛乳より環境負荷が少なく、広告は誤解を与えるものではないと判断。

- ASA Ruling on ASC Twelve Ltd/a Simple as Fat

13 February 2019

<https://www.asa.org.uk/rulings/asc-twelve-ltd-a18-465666.html>

Simple As Fat のダイエットプランに関するツイッター投稿が広告基準違反。

- ASA Ruling on Dextro Energy GmbH & Co KG

13 February 2019

<https://www.asa.org.uk/rulings/dextro-energy-gmbh-co-kg-a18-452116.html>

ビタミン C 錠剤ポスターの「早く」「直接」エネルギーを作ること示唆する宣伝が認可された健康強調表示リストにない。

-
- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. 子どもの中毒事故：無料のポスターなどで BfR アプリの宣伝

Poisoning accidents among children: free material gives information on the BfR app

07/2019, 05.02.2019

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2019/07/poisoning_accidents_among_children_free_material_gives_information_on_the_bfr_app-239745.html

BfR のアプリ「子どもの中毒事故 (Poisoning accidents among children)」について啓発するポスターやカードを病院・薬局・保育園などに提供している。このアプリは 2013 年

8月の公開後、更新を重ねている。最新バージョンでは、有毒植物リストや中毒発生時の応急処置などの情報も含めた。

(アプリはドイツ語)

*参考:

① 食品安全情報 (化学物質) No. 18/ 2013 (2013. 09.04)

【BfR】子どもの中毒事故：新しいアプリが救急と予防を助ける

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201318c.pdf>

② 食品安全情報 (化学物質) No. 25/ 2018 (2018. 12. 05)

【BfR】中毒かな？緊急のための BfR アプリ

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201825c.pdf>

2. 公開文書：BfR から欧州議会議員 Maria Noichl への返事

Open letter: Reply from BfR to Maria Noichl, Member of the European Parliament

05.02.2019

https://www.bfr.bund.de/en/open_letter_reply_from_bfr_to_maria_noichl_member_of_the_european_parliament-239806.html

欧州議会の議員が、BfR がグリホサートの科学研究をレビューしていないと非難した。BfR は公開文書での剽窃の申し立てに回答する。

批判の理由が科学的内容ではなくコンピューターが判断したテキスト比較での文言の同一性であることに愕然とする。

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 食品安全に関する消費者保護に対する国家の新しいロードマップ

New National Roadmap for Consumer Protection in Relation to Food Safety

Tuesday, 5 February 2019

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/fsai_strategy_05022019.html

FSAI が本日、今後 5 年の展望と新戦略を打ち出し、また食品安全に対する消費者の考え方を理解する手がかりとなる新しい研究を公開し、20 周年を記念した。FSAI の新しい「戦略 2019-2023」は、アイルランド国内外の食品に関して消費者をさらに保護するため、達成度の基準のある明確なロードマップを設定した。ロードマップは、連携の強化と、食品関連の消費者の安全性を保護するためのより進んだ国家の方針に最良の科学とエビデンスを活用することにより、アイルランド食品事業者における法令遵守の向上を具体化する。この戦略はダブリンの Science Gallery で主催されたステークホルダーのイベントで、20

周年記念式典の一環として新しいパートナーシップの発表と同時に公式に立ち上げられた。

FSAI はまた食品安全と衛生、買い物の習慣と外食、及び食品と食品業界に対する懸念に関する全国的な消費者の考え方の研究による知見も公表した。全体として、食品は 5 年前と同等にまたはより安全であると答えた人が 10 人中 9 人 (89%) で、アイルランドの食品の安全性には信頼性がある。しかし、消費者自身は自分たちが家庭で食品の取り扱いに関する危険なやり方を示していることを認めた。10 人中 7 人 (72%) が「使用」期限を過ぎた食品を使ったことがあると言っており、ほぼ半分のアイルランドの市民 (45%) が「使用」期限にあまり注意を払わない。ほぼ半数の市民 (49%) がラップをかけずに食品を冷蔵庫に保管しており、10 人中 6 人を少し上回る人 (62%) は翌 2、3 日中に食べるために、料理の残り物を一晩冷蔵庫から出しておく。

10 人中 8 人 (84%) はスーパーマーケットからインスタントのあるいは加工調理済みの食品を購入すると答え、そのうち 3 分の 1 以上 (36%) は少なくとも週に 1 度あるいはそれ以上の頻度で購入しており、インスタント食品への依存性は高まりつつあるように思える。10 人中 1 人以上が少なくとも毎週ファーストフードチェーンあるいは独立した持ち帰りの店を利用する (それぞれ 16% 及び 17%)。

* FSAI Strategy 2019-2023

<https://www.fsai.ie/strategy/>

< FSAI 新戦略の中心となる 4 つの目標 >

- ・ 法令執行と法令遵守 (Enforcement and compliance)
- ・ 科学、専門知識及びエビデンス (Science, expertise and evidence)
- ・ コミュニケーション及びエンゲージメント (Communication and engagement)
- ・ 組織的な卓越性 (Organisational excellence)

2. FSAI 科学会議 2019

The Food Safety Authority of Ireland Science Conference 2019,

<http://foodsafety2019.com/>

20 周年を記念し、FSAI が国際食品科学会議「食品安全の科学—我々の未来は？」を主催できることを喜ばしく思う。2019 年 8 月 21-22 日、ダブリンにて開催する。現在、発表演題を募集している。

3. 食肉製品中の亜硝酸塩の使用と除去

Use and Removal of Nitrite in Meat Products

5/2/2019

https://www.fsai.ie/faq/use_and_removal_of_nitrite.html

(Q&A 形式)

- ◆ 硝酸塩、亜硝酸塩とは何か？
- ◆ 亜硝酸塩は食肉製品においてどんな役割を果たすか？

- ◆ 硝酸塩/亜硝酸塩の使用に関する法律は何か？
- ◆ 硝酸塩/亜硝酸塩の表示に関する法律は何か？
- ◆ 食肉製品から亜硝酸塩/硝酸塩を除去したい場合、何について考慮すべきか？
- ◆ 亜硝酸と硝酸のナトリウムまたはカリウムの代わりに亜硝酸塩/硝酸塩の供給源である成分を使用できるか？

保存または着色という意図された技術的目的のために最終食品に使用される場合、亜硝酸塩/硝酸塩の供給源でもある成分を使用することはできない。そのような使用は食品添加物の意図的な使用と考えられるだろう。

硝酸塩および亜硝酸塩の使用は、改訂規則 (EC) No. 1333/2008 の Annex II part E に規定されている使用条件および規則 (EC) No. 231/2012 の Annex の純度基準を含む食品添加物法を遵守しなければならない。植物抽出物や発酵野菜ブrossのような亜硝酸塩/硝酸塩の供給源でもある成分の使用は、食品添加物に関する欧州委員会の作業部会や EU の食物連鎖および動物の健康に関する常任委員会で何度も議論されてきた。こうした場で、欧州委員会およびすべての加盟国は、最終食品の保存または着色という意図された技術的目的のために使用される場合、そのような行為は食品添加物の意図的な使用であると合意した。

保存または着色の目的で、植物抽出物/発酵ブrossなどの他の成分を介して食品に添加された亜硝酸塩は、現在これらの抽出物は保存料として承認されておらず、その使用は規則 (EC) No. 231/2012 に規定された現在の純度基準にも適合しないため、規則 (EU) No. 1333/2008 では今のところ認められない。

これら 2 つの常任委員会の決定に関するさらなる情報は、以下のリンク先を参照：

- 2006 年 議題 4：ソーセージに使用される硝酸塩を高濃度に含むハウレンソウ抽出物について

https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/reg-com_toxic_summary23_en.pdf

- 2010 年 議題 5：亜硝酸塩を多く含む発酵野菜ブrossの使用について

https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/reg-com_toxic_summary190520_10_en.pdf

2018 年 9 月、技術的機能を果たすことができる成分が豊富な野菜抽出物の使用について、さらなる意見が出された。これらの意見とは：

- 2006 年および 2010 年の声明の正当性の再確認（訳注：食品添加物に該当するという判断）。
- 両声明の適用範囲は、高濃度の硝酸塩/亜硝酸塩を含む（発酵/非発酵）抽出物だけに限るのではなく、食品に添加された場合に、食品において技術的機能を果たすことができる成分（またはその前駆体）濃度となる全ての植物抽出物に普遍的に適用されるべきものである。
- 添加された食品において技術的機能（例えば防腐剤、抗酸化剤、安定剤（色安定剤）など）を発揮する抽出物を使用することは、食品添加物としての意図的な使用とみな

されるとした。

したがって、そのような使用は食品添加物の定義を満たすとみなされ、それゆえ食品添加物法で定められた条件（関連規格を含む）を遵守し、食品添加物の表示規定に従わなければならない。

加えて、いくつかの植物抽出物は香料および添加物としての機能の両方を果たすことができる。香料が食品添加物としての技術的機能を有する場合は、食品添加物法が適用されるものとする。この場合、抽出物は香料としての使用を主張できない。

◆ **亜硝酸塩が除去された食肉製品の食品ラベルに「ナチュラル」という言葉を使用する場合の制限は何か？**

「ナチュラル」という言葉は、食品業界でマーケティング用語として使用されることが多く、現在、食品を規制する法律では定義されていない。しかし、食品事業者は一般的な食品法により、食品の表示、宣伝、プレゼン、およびいずれのメディア用の情報も消費者に誤解を与えないようにすることを確保する義務が課せられている。

より具体的には、法律は、使用された表示および方法が、実際には他のすべての類似食品が同様の特徴を持っているのにその食品が特別な特徴を持っていると示唆することで消費者を誤解させるようなものであってはならない、と定めている。食品事業者は、自分たちの製品に関して行いたいかなる強調表示も立証できなければならない。

したがって、消費者を誤解させず、それによって表示法に違反しないために、「ナチュラル」という言葉の使用は、食品という背景で大多数の消費者が一般的に理解するだろう言葉の意味に沿ったものでなければならず、また他のすべての類似食品が同じ特性を持っている時に、その食品が異なることを示唆するためにこの言葉を使用してはならない。

FSAI は、「ナチュラル」という用語を含む食品マーケティング用語の使用に関するガイダンス文書を作成した。

The Use of Food Marketing Terms

<https://www.fsai.ie/publications/food-marketing-terms/>

◆ **成分表示に「ナチュラル」という言葉を使用できるか？**

香料に関する法律では、食品に使用される香料に関して「ナチュラル」という言葉を使用するための要件が定められている。一般的な成分については、上記のようにナチュラルという言葉の定義はない。しかしながら、食品の表示は、使用された表示および方法が、実際には他のすべての類似食品が同様の特徴を持っているのにその食品が特別な特徴を持っていると示唆することで消費者を誤解させるようなものであってはならない、と定めている。他の食品中の類似成分と比較してその成分が特別な特徴を持たない場合、「ナチュラル」という言葉は、法律で特に許可されている場合（例えば、「天然香料（ナチュラルフレーバー）」）を除き使用されるべきではない。

◆ **亜硝酸塩を除去した製品は安全か？**

その食品における新しい保存システムの完全な検証が行われない限り、安全性は当然のこととは言えない。硝酸塩は伝統的に食肉製品において有害な細菌、ボツリヌス菌（Cl.

Botulinum) によるボツリヌス中毒の発生を防ぐために使用されてきた。亜硝酸塩の除去は、ボツリヌス菌成長を阻むハードルの除去に相当すると考えられる。食品の安全性を維持するためには、亜硝酸塩に代わって別の同様のハードルを使用するか、そうでなければ残りのハードルの「高さ」を高めてボツリヌス菌の増殖を防ぐ必要がある。例えば、食品の安全性を回復させるために、消費期限を短くする、塩の量を増やす（そうやって水分活性を高める：Aw）、pH を下げる、および/あるいは別の防腐剤を加える必要があるかもしれない。実際には、食品を一貫して安全に製造できるようにするためには、製品の成分を見直し、消費期限を検証し、HACCP システムを再調整する必要がある。

- ◆ ボツリヌス中毒とは何か？
- ◆ 亜硝酸塩はどのようにボツリヌス中毒を防ぐのか？
- ◆ 食肉製品から亜硝酸と硝酸ナトリウムまたはカリウムを除去し、それを亜硝酸塩/硝酸塩の供給源でもある代替成分で置き換えた場合、製品が安全で正しく表示されていると所管官庁に認めてもらうには何をしなければならないか？

4. 抗菌剤使用と抗菌剤耐性に関する One Health 報告が公表された

One Health Report on Antimicrobial Use and Antimicrobial Resistance Published
Thursday, 31 January 2019

https://www.fsai.ie/news_centre/antimicrobial_use_and_resistance_31012019.html

FSAI の科学委員会は 2015 年の抗菌剤耐性の問題を対処する報告の中で、「フードチェーンやヒトでの抗菌剤使用データの照合と分析に対する国家の統一した『One Health』アプローチが導入されるべきであり、また、アイルランドにおける抗菌剤耐性菌の存在と発生源を明らかにするために、強化したサーベイランスシステムが求められる」と勧告していた。FSAI はこの緊急課題の取り組みにおける重要な節目となる、本日のアイルランドで初めての抗菌剤使用と抗菌剤耐性に関する One Health 報告書の発表を歓迎する。

この報告書はアイルランド保健省及び農業・食糧・海洋省によって公表された。

保健省及び農業省が抗菌剤使用と耐性に関する報告を公表

Ministers for Health and Agriculture publish report on antimicrobial use and resistance
31.1.2019

<https://health.gov.ie/blog/press-release/ministers-for-health-and-agriculture-publish-report-on-antimicrobial-use-and-resistance/>

この『One Health』報告ではアイルランドにおけるヒトや食料生産動物に対する抗菌剤使用に関するデータは常に改善されていることを示している。しかし、利用できる情報において隔たりがあるままである。すなわち；

- ・ 急性期病院の約 90% 及び公的処方 of 抗菌剤使用の 95% のデータは利用できるが、民間処方の抗菌剤使用について利用できるデータがない；
- ・ ヒトの抗菌剤耐性のサーベイランスは侵襲的感染（急性の血液感染(BSIs)）のみ反映し、

急性でない他の感染（尿路感染(UTIs)及び傷口感染）ではない；

- ・ 現在、抗菌剤使用の国家のサーベイランスによる情報はどのセクターでも、使用される抗菌剤の妥当性に関する情報は含まれない
- ・ 輸入食品に関する抗菌剤耐性に対する明確なサーベイランスは存在しない
- ・ 環境における抗菌剤耐性に対する体系的なサーベイランスもまた存在しない

これらのいくつかに対処するために前進していることに言及することは重要である。これらの欠点に対処する際、決定を下すのに使用するよりよいエビデンスを提供することによって、抗菌剤管理の改善を支援するにつれて、現在及びいかなる未来の脅威の両方に対応するためにアイルランドは能力を高めるだろう。

報告書：Ireland's first One Health Report on Antimicrobial Use and Antimicrobial Resistance 2016

January 2019

<https://health.gov.ie/wp-content/uploads/2019/01/One-Health-Report-on-Antimicrobial-Use-Antimicrobial-Resistance.pdf>

抗菌剤の使用量はEU28ヶ国のうちアイルランドも含む18ヶ国において動物用の方がヒト用よりも少ない又ははるかに少ない。アイルランドのヒトで一般的な使用が多いのは、ペニシリン、マクロライド、テトラサイクリンであり、病院での使用ではペニシリン、セファロsporin/モノバクタム/カルバペネム、グリコペプチド/イミダゾール/ニトロフランである。動物用の販売量（重量）では多い方からテトラサイクリン、スルホンアミド&トリメトプリム、ペニシリンの順である。

本報告書ではこの他に、ヒトから単離された細菌の抗菌剤耐性、ヒト及び動物から単離された人畜共通細菌の抗菌剤耐性、動物から単離された指標細菌の抗菌剤耐性などについてまとめている。

5. ラベル誤表記のため Miss Fit Skinny Tea 及び Miss Fit Skinny / Slimming Coffee の回収措置

Recall of Miss Fit Skinny Tea and Miss Fit Skinny / Slimming Coffee Products due to Mislabelling

February 12, 2019

https://www.fsai.ie/news_centre/food_alerts/Miss_Fit.html

不適當、誤解を招くかつ曖昧なラベル表示のため4種のMiss Fit製品が回収措置。製品写真掲載あり。

● 米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>

1. 農産物生産安全規則に従うことを支援する追加の資源

Additional Resources Support Compliance with the Produce Safety Rule

February 7, 2019

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm630722.htm>

大規模農場ではこの春から、FDA 食品安全近代化法による農産物安全性規則の要求事項に従っているかどうかを検証する定期査察が始まる。開始に備え、FDA は関連情報を提供する。

* Produce Safety Inspections

<https://www.fda.gov/ICECI/Inspections/ucm627767.htm>

2. 公的警告およびリコール通知を発行するプロセスを強化するための新しいステップに関する FDA 長官 Scott Gottlieb, M.D. の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on new steps to strengthen the agency's process for issuing public warnings and notifications of recalls

February 7, 2019

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm630906.htm>

FDA は、自主的リコールに関する公衆への警告（公的警告：public warning）の発令およびリコール通知のためのプロセスを強化および近代化するための新しい措置を講じている。FDA は 2018 年 1 月、公的警告およびリコール通知の強化に関するガイダンス案を発表し、昨年にかけて、リコールされた食品の小売情報が開示される状況を説明したガイダンス案も発表した。そして 2018 年 11 月に、食品の義務的リコール規定に関する一般的な質問に対する回答を提供することを目的として、食品に関する義務的リコールガイダンスを完成させた。これらは昨年、消費者が自身とその家族を守るためにさらに情報で武装できるようにと FDA が行った一連の政策ステップである。

本日公表のガイダンス最終版では、企業が自主的リコールについて公的警告を行うべき状況の概要、企業がそのような警告を行う際の一般的な期限および公的警告に含めるべき情報について説明し、また企業の警告が不十分であるとみなされる場合に、FDA が自ら公的警告を発する措置をとるであろう状況について説明する。また、場合によっては最終的な健康ハザード評価が完了する前に、FDA が監視する全てのリコールの Web リストである「FDA's Enforcement Report」への掲示に至る場合の FDA の方針について説明する。ガイダンス最終版で概説されている推奨事項はすでに実施されている。このガイダンスの案に従って、すでに多くの製品に関するアラートまたは消費者警告を発行した。また 2018 年 4 月には最初の義務的リコール命令が発行されている。そして昨年の夏には、サルモネラ感染のアウトブレイクに関連したカットメロンのリコール中に、州別の詳細な小売流通情報を発表した。

リコールが増えているように感じる人もいるかもしれない。実際には、2018 会計年度に

については、合計 7,420 回のリコールがあり、そのうち 831 回が最も高いリスクとして分類された。この数字は 5 年ぶりの低い値であるが、それでもリコール通知が増えたように見えるのは、FDA によるリコール通知が目立つようになったためである。FDA は、リコールやその他の安全上の問題について、より頻繁に、そして多くの場合、ソーシャルメディアを介して直接消費者に詳細情報を提供している。新しい技術によって、製品に関する問題を検出し追跡する FDA の能力は向上し続けている。FDA はまた消費者への情報提供方法の改善についても新技術をどう利用できるかを評価している。消費者は、自分たちの健康に対する潜在的なリスクについて、より頻繁なコミュニケーションが続くと期待してよい。FDA はプロセスの改善、教育、そして意識向上の機会を模索し続ける。そして常にあらゆるリコール、あらゆる問題から学ぶことを心がけ、将来のリコールを防ぎ、また市場から製品を回収するため企業と迅速に協力できるようにする。

3. FDA の監視の現代化と改革によるダイエタリーサプリメントの規制を強化する新しい取り組みについての Scott Gottlieb FDA 長官の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on the agency's new efforts to strengthen regulation of dietary supplements by modernizing and reforming FDA's oversight

February 11, 2019

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm631065.htm>

アメリカ人消費者の 4 人のうち 3 人が習慣的にダイエタリーサプリメントを摂取している。高齢者になると、その割合は 5 人のうち 4 人に増える。子どもでも 3 人に 1 人がサプリメントを摂取しており、親が与える場合もあるが、10 代でよくあるように自分から摂取することもある。

本日、FDA はダイエタリーサプリメント規則の最も重要な近代化の一つを実行に移すことを目標とした行政を前進させるための新規計画を発表する。ダイエタリーサプリメント健康教育法 (DSHEA) が連邦議会を通過してから 25 年が経過した。サプリメント産業はさらに大規模化し、その成長とともに危険な製品の販売、未承認製品の製造、誤解を招く強調表示の使用などを行う団体も存在するようになった。FDA の最大目標の一つは、消費者が合法のサプリメントを利用できるようにしつつ、一方で消費者を安全でない違法な製品から守るといふ我々の重大な責任も遂行し、法の要件に従うことが出来ないあるいは従うつもりがない人達についても責任をもつという、正しいバランスを保つことである。

FDA では、ダイエタリーサプリメントの監視を近代化できるようにするため組織構造や手続き等を検討するための部横断的なダイエタリーサプリメント作業部会を FDA 内に設置するよう指示した。さらに 3 年前にはダイエタリーサプリメントプログラム部 (Office of Dietary Supplement Programs) も設立している。

ダイエタリーサプリメントに関する優先事項は第一に安全性確保、第二に製品の信頼性の維持、第三に情報を与えられた上での意志決定である。今後数ヶ月間、FDA はこれら優

先事項の実現に向けた計画に踏み出して行く。段階は次の通り。

まず、原料が違法で危険の可能性がありダイエタリーサプリメントとして販売すべきではないという懸念が生じた場合に、より迅速に情報を共有できる新しい方法を開発する。その新規ツールで消費者は問題の製品の購入や使用を避けることができ、事業者は販売を避けることができる。

二つ目に、FDA の規制的枠組みを、イノベーションを促進しつつ製品の安全性を十分に評価できる柔軟なものにする必要がある。これは、新規のダイエタリー成分（new dietary ingredient : NDI）通知の提出を促すための重要な道筋である。NDI 通知は、消費者の手に届く前に FDA が NDI の安全性を評価できる唯一の機会であり、資料の透明性やリスクベースであることを促進する。FDA が成分の安全性を完全にレビューできるようにするため、NDI 通知の準備のためのガイダンスの作成を継続するとともに、NDI に関するコンプライアンスの方針の更新も計画している。

三つ目として、FDA が規制している他の製品と同様に、公衆衛生と安全性を保護するという主目標を達成するために、産業界と密接に作業を続けていくことが重要である。

四つ目として、FDA は引き続き公衆衛生を保護するための対応を行う。本日、FDA はアルツハイマー病や、糖尿病やがんを含む多くの重篤疾患の予防や治療を未認可で謳っていた製品を、未承認新規医薬品として違法に販売しているとみなし、12 の警告文書と 5 つのオンライン助言文書を関連事業者に送付した。消費者を守るための重要な要素として新たな執行戦略もたてる。既に、サプリメントと称する製品が医薬品成分などの違法成分を含む場合に執行措置をより効果的にとれるようにするための内部プロセスを作っている。

最後に、FDA は、DSHEA の近代化のためにさらなる段階の必要性を話し合う公開討論会に参加する。関係者の意見を聴き、既存のリソースや機関を利用出来るよう働きかけていく。未来に向けて DSHEA を近代化させる機会になると FDA は信じている。

FDA はアルツハイマー病を治療することを宣伝して製品を違法に販売している 17 企業に対応

FDA takes action against 17 companies for illegally selling products claiming to treat Alzheimer's disease

February 11, 2019

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm631064.htm>

本日 FDA は、ダイエタリーサプリメントとして、アルツハイマー病や他の多くの重篤疾患や健康状態の予防及び治療等を謳って未承認新規医薬品を含む製品や誤解を招く製品 58 以上を違法販売していた国内外の企業に向けて、12 の警告文書と 5 つのオンライン助言文書を送付した。当該製品は連邦食品医薬品化粧品法（FD&C Act）に違反している。ウェブやソーシャルメディアで販売され、FDA によるレビューは実施されておらず、安全性も有効性も証明されていない。製品の剤型は錠剤、カプセル、オイルと様々である。アルツハイマー病は不運なことには治ることのない疾患である。未認可の医薬品表示は、消費者に治

療ができるかのように誤解させるだけでなく、さらに悪いことには詐欺的な治療が重篤な疾患や致命的な状況を引き起こす場合もある。健康詐欺集団は脆弱な集団を餌食とし、浪費させ、適切な医学的治療を遅らせてしまう。

企業には、文書の受理から 15 日以内に、違反に関する指摘事項への是正措置について FDA へ返答するよう要請している。是正されない場合には直ちに差押えや販売禁止措置などの法的措置を行うだろう。

FDA は過去 5 年間に、アルツハイマー病に関連した 80 以上の違法製品の販売業者に対して 40 以上の警告文書を送付している。企業は販売中止等を行うが、簡単に新しいウェブサイトに移動して、安全でない未承認製品の販売が続けられている。

いわゆるアルツハイマーの治療法とされるものの偽りの約束に注意

Watch Out for False Promises About So-Called Alzheimer's Cures

02/11/2019

<https://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm631046.htm>

アルツハイマー病や記憶喪失を含む関連の認知症についてはご存知だろう。高齢者がそうなるように、多くの人々が深刻な認知の問題などに直面している。そのような人々を餌食にして、アルツハイマー病の予防や治療、遅延、あるいは治すとさえ未認可で謳っている製品を売りつけようとする多数の販売者がいる。主にインターネット上で販売され、ダイエットサプリメントとして誤った表示がなされている。これらの詐欺製品は、患者に何の影響も与えない場合もあるし、最悪の場合は危険が及ぶだけでなく必要な医薬品との相互作用を生じたり効きを悪くする可能性さえある。

アルツハイマー病治療についての未承認強調表示に気をつけよう

深刻な健康の問題に直面すると、最も理性的な人でも怪しい謳い文句を信じてしまうことがある。それが、企業が販売している偽りの治療であったとしても。偽りの治療から自分自身を守る最善の方法は、謳い文句があまりにも有望すぎないか、またアルツハイマー病の治療について信頼できる情報源から聞いたことと矛盾していないかなどを問うことである。未承認製品の販売企業は、次のような誇大表示をする。アルツハイマー病に限らず、パーキンソンやリュウマチ、血糖管理などについての製品もある。

- たったの一週間であなたは認知症による精神的な衰えやアルツハイマー病でさえも回復できる
- 臨床的にアルツハイマーや認知症のような脳疾患を助けることが示されている
- サプリメントがアルツハイマー病を治すのに使われている
- アルツハイマー病のリスクを半分に減らせる
- アルツハイマーの進行を防ぐのに役立つだろう

自分自身の守り方

偽りのアルツハイマー治療から自分や他の人達を守る他のやり方もある。

- 「科学的な飛躍的進歩」という強調表示の製品も疑うこと。そのような製品の販売企

業は、最も脆弱で奇跡の治療を探している人々を利用しようとしている。

- ダイエタリーサプリメントと表示されている製品も含めて店頭販売製品の購入や使用の前に、いつでも医師やヘルスケア専門家にチェックして貰おう。

アルツハイマー病については膨大な科学的研究が実施されているが、現時点では、進行をとめたり回復させるような治療は何も見つかっていない。

FDA は、アルツハイマー病の治療用として販売された未承認の安全でないと考えられる製品を避けるよう消費者に警告する。それらの製品の写真を以下のサイトで確認することができる。

<https://www.flickr.com/photos/fdaphotos/albums/72157706539397114>

4. 警告文書

- Peak Nootropics LLC (aka Advanced Nootropics) 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630753.htm>

未承認の新規医薬品に該当する、ラベルやウェブサイトの表示内容が医薬品に該当する、などの違反多数。

以下の警告文書、同様（一部、個別問題について追記）

- ・ Emmbros Overseas Lifestyle PVT LTD. 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630619.htm>

- ・ DK Vitamins 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630531.htm>

複数製品のうち、メラトニン製品はダイエタリーサプリメントとして販売されているが、舌下用となっておりダイエタリーサプリメント及び食品には該当しない。

- ・ Sovereign Laboratories, LLC 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630558.htm>

一部の製品はダイエタリーサプリメントとして販売されているが、経口スプレー用の製品であり、ダイエタリーサプリメントには該当しない。

- ・ Pure Nootropics, LLC 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630486.htm>

「癌治療による脳傷害を被ったヒトにおいて、このサプリメントが記憶強化に役立つ」という強調表示が医薬品に該当するため違反。

- ・ John Gray's Mars Venus LLC 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630570.htm>

- ・ Earth Turns, LLC 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630564.htm>

- ・ Gold Crown Natural Products 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630539.htm>

- ・ Nutrition Coalition Inc 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630529.htm>

- ・ Capris Associates Inc. / BR Naturals 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630588.htm>

- ・ Blue Ridge Silver 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630568.htm>

コロイド銀製品は鼻用スプレー製品のためダイエタリーサプリメントに該当しない。

- ・ TEK Naturals 2/5/19

February 05, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630654.htm>

- Panther James LLC. 2/1/19

February 01, 2019

<https://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm630697.htm>

ジュース飲料 HACCP、CGMP 規則、不純品、衛生管理の問題。

5. リコール情報

McDaniel Life-Line LLC は自主的にインドハーブの世界的なリコールを発表する

McDaniel Life-Line LLC Issues Voluntary Worldwide Recall of Indian Herb

February 8, 2019

<https://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm631039.htm>

McDaniel Life-Line LLC は自主的にインドハーブの世界的なリコールを発表する。この製品は NDA/ANDA（新薬申請/ FDA 医薬品簡略承認申請）の認可なしに市販されているため回収され、また、深刻な被害を引き起こす可能性のある腐食性があると当局が判断した成分が含まれる。本日までに、当該企業に 1 件の有害な被害報告が届いている。本ウェブサイトには製品ラベル写真を掲載（注：成分表示に「塩化亜鉛」の記載あり）。

-
- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. EPA 長官代理は初めての包括的全国 PFAS 行動計画を発表

EPA Acting Administrator Announces First-Ever Comprehensive Nationwide PFAS Action Plan

02/14/2019

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-acting-administrator-announces-first-ever-comprehensive-nationwide-pfas-action-1>

歴史的計画は EPA が PFAS に対応し、公衆衛生を守る確実なステップの概要を示す

本日のフィラデルフィアでのイベントで、Andrew Wheeler 長官代理はパー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）行動計画を発表した。この行動計画は強い世論の関心に応じて昨年 EPA が受け取った意見を取り入れ、初めて EPA が PFAS のような新興環境課題に対応するためにマルチメディア、マルチ計画、全国コミュニケーションおよび研究計画を構築したものである。EPA の行動計画では、これらの化合物への短期的解決策と、水源での混入も視野に入れた、きれいで安全な飲料水を提供するために必要なツールや技術を地元を提供するのに役立つ長期的戦略の両方を同定している。

以下を含む。

- ・ 飲料水：安全な飲料水法に概要を記述されている最大汚染濃度（MCL: maximum contaminant level）を PFOA と PFOS について設定する方向に前進する。今年末までに MCL 設定にむけた次のプロセスである規制上の決定を提案する。
- ・ クリーンアップ：EPA は PFOA と PFOS を有害物質にリストアップする規制作成プロセスを既に開始していて汚染箇所での地下水クリーンアップ暫定助言を発行する予定である。
- ・ 執行：環境中 PFAS 暴露対策のために州の執行を援助する使用できるツールを使う。
- ・ モニタリング：次の規制されていない汚染物質モニタリング計画で全国飲料水モニタリングに PFAS を入れる提案をする。また PFAS を有害物質放出リストに含める検討をする。
- ・ 研究：より多くの飲料水中 PFAS 化合物を検出できる新しい分析法を開発する。
- ・ リスクコミュニケーション：EPA 全体と、連邦政府と協力して PFAS リスクコミュニケーションツールボックスを開発する。

さらなる情報は以下のウェブサイトを参照。

* Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS)

www.epa.gov/pfas

EPA は 2 月 14 日に初めての包括的全国 PFAS 行動計画を発表する

EPA to Announce First-Ever Comprehensive Nationwide PFAS Action Plan on February 14

02/13/2019

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announce-first-ever-comprehensive-nationwide-pfas-action-plan-february-14>

記者会見の予告。ライブ中継有り

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 17/ 2016（2016. 08. 17）

【EPA】PFOA と PFOS の飲料水健康助言

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2016/foodinfo201617c.pdf>

● NIH（米国国立衛生研究所）のダイエタリーサプリメント局（ODS：Office of Dietary Supplements） <http://ods.od.nih.gov/>

1. ファクトシート更新

ナイアシン

Niacin

・ 医療関係者向けファクトシート更新

Fact Sheet for Health Professionals

Updated: February 1, 2019

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Niacin-HealthProfessional/>

Table 2: Selected Food Sources of Niacin のリストに豚のテンダーロインが新しく追加され、ツナの日摂取量パーセンテージが修正された。

・ 消費者向けファクトシート更新

Fact Sheet for Consumers

Updated: February 1, 2019

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Niacin-Consumer/>

新規追加 for Consumers。

● 米国連邦取引委員会（FTC：Federal Trade Commission）

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC は Tarr 社の詐欺的宣伝商品を購入した消費者に 600 万ドル以上を返金

FTC Returns More Than \$6 Million to Consumers Who Bought Deceptively Marketed

Health Products from Tarr, Inc.

February 1, 2019

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2019/02/ftc-returns-more-6-million-consumers-who-bought-deceptively>

FTC は、Tarr 社の 3 人とその管理する 19 の企業から 40 以上の異なる健康製品を購入した消費者に 227,995 通の小切手を郵送している。多くは減量、筋肉増強、しわ削減を根拠無く宣伝していた。

2. FTC と FDA はアルツハイマー病を治療できる、パーキンソン病、心疾患、がんなどのその他の重大な疾患を緩和あるいは治癒すると宣伝しているダイエタリーサプリメントを販売している企業に警告文書を送付した

FTC and FDA Send Warning Letters to Companies Selling Dietary Supplements Claiming to Treat Alzheimer's Disease and Remediate or Cure Other Serious Illnesses Such as Parkinson's, Heart Disease, and Cancer

February 11, 2019

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2019/02/ftc-fda-send-warning-letters-companies-selling-dietary>

ダイエタリーサプリメントやその他の健康関連商品の広告が事実であることを確保するための努力の一環として、FTC は FDA と協力して 3 つの警告文書を送付した。当該企業の広告は偽りの根拠のない健康強調表示をしており FTC 法に違反している。警告文書では、FTC の指摘事項に対する是正について 15 日以内に FTC に連絡するよう要請している。

消費者向けブログ

FTC と FDA はサプリメントの販売業者に警告文書を発行

FTC & FDA issue warning letters to supplement sellers

February 11, 2019 by Colleen Tressler

<https://www.consumer.ftc.gov/blog/2019/02/ftc-fda-issue-warning-letters-supplement-sellers>

重大な病気の治療や予防を宣伝する広告は多いが、残念ながらこれらの製品はしばしば証明されておらず役に立たない。広告の中にはアルツハイマーや認知症のような治療法のない病気に偽りの約束をするものもある。今週 FTC と FDA はアルツハイマー病などの治療を宣伝する企業に警告文書を送付した。これらはウェブサイトやソーシャルメディアプラットフォームで販売され「ダイエタリーサプリメント」やナチュラルレメディと呼ばれている。しかしこれらは必ずしも安全であることを意味しない。何にでも効くと宣伝する製品はしばしば何にも効かない。あなたが信じたくても、疑うべきである。そして「科学的革新」「古代のレメディ」「魔法の治療法」を宣伝するものは避けるべきである。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

- Notification Circular 72-19
5 February 2019

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular7219.aspx>

意見募集

- ・ ベーカリー製品や穀類を主原料とした飲料品の製造に用いる加工助剤としての *Trichoderma reesei* 由来トリアシルグリセロールリパーゼの評価について、2019年3月19日まで意見を募集する。

- Notification Circular 73-19
12 February 2019

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular7319.aspx>

- ・ ステビア葉抽出物の酵素変換法により製造されたレバウジオシド D の新規規格の認可申請への評価について、2019年3月26日まで意見を募集する。

-
- ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)
<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 貝のバイオトキシン警告

- 北島東海岸地域

Shellfish biotoxin alert – Northland East Coast region

04 Feb 2019

<https://www.biosecurity.govt.nz/news-and-resources/media-releases/shellfish-biotoxin-alert-northland-east-coast-region/>

MPI は北島東海岸の Kokota (The Sandspit) と Farmer Point 間の地域における貝の捕獲あるいは消費をしないよう市民に公衆衛生警告を出した。定期検査で、麻痺性貝毒が MPI

の安全基準を超過した。

- 南島西海岸地域

Shellfish biotoxin alert – South Island West Coast region

13 Feb 2019

<https://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/shellfish-biotoxin-alert-south-island-west-coast-region/>

MPI は南島西海岸の Hector south と Greigs 間の地域における貝の捕獲あるいは消費をしないよう市民に公衆衛生警告を出した。定期検査で、下痢性貝毒が MPI の安全基準を超過した。

* 警告地域

<https://www.mpi.govt.nz/travel-and-recreation/fishing/shellfish-biotoxin-alerts/#north-island-eastcoast-map>

- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査課 2019-01-18

- 2019.1.11~2019.1.17

http://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43017

2. 一ヶ月後に控えた「産卵日付」表示で養鶏農家なぜ反発？

食品安全表示認証課 2019-01-17

http://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43016

2019年1月16日、MBC ニュースに報道された「一か月に控えた「産卵日付」表示で養鶏農家なぜ反発？」について、次のように説明する。

1. 記事内容

「産卵日」の表示が、消費者は食品の情報をさらに知ることができて良いが農家にとっては負担が大きい。

2. 同報道内容に対する食薬処の立場

産卵日表示の導入の趣旨は、AI（鳥インフルエンザ）の発生や卵の価格の下落時に一部の養鶏農家が卵を長期間保管して、問題が解決されて価格が上がる時に包装して販売するおそれがあるので、それを予防しようというものである。

包装に表示された賞味期限は、産卵鶏が卵を産んだ日付、産卵日を基準に表示しなければならないが、一部養鶏農家で長期間保管した卵を包装した日付を基準に賞味期限を表示

するおそれがあり、実際古い卵を消費者が知らずに買ってしまうという不信を解消するために用意した政策である。また、流通期限は常温または冷蔵流通などの条件を考慮して設定し、消費者に安全な卵を提供するために、生産・運搬・販売など流通過程での温度管理は非常に重要である。ただし冷蔵流通する場合、常温流通に比べて流通期限が長くなるのは事実だが、コールドチェーンシステムの整備と産卵日付表示は互いに別の事項である。

3. レシピの改善で食品中の重金属を低減することが可能

汚染物質課 2019-01-24

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43218

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、実生活での食品を介した重金属（鉛、カドミウム、ヒ素、アルミニウム）の摂取量を減らすことができる食品加工・調理方法を提供する。今回の情報提供は、研究事業*により食品加工法別の重金属移行量を調査し、その結果をもとに食用油、麺類、茶類などの食品別に重金属を少なくできる加工・調理方法を提示するために用意した。

*食品加工方法別の有害汚染物質移行による安定性の研究

市中に流通している食品は、重金属基準に適合した安全な水準だが、食品別特性を考慮して、実際の摂取過程で重金属を低減化できる方法を提供するもの。

研究方法で食用油脂原材料(アマニ・ゴマ・エゴマなど)、茶類(紅茶・緑茶・アマドコロなど)、麺類(麺、春雨など)を対象に、搾る、抽出、茹でるなどの方法によって加工・調理前後の重金属含量の変化を調査した。

調査の結果、食品中の重金属は、水によく溶ける一方、油にはよく溶けない特性が確認され、食品ごとに重金属を減らせる加工・調理方法は次の通り。

- 炒めたり、油を搾った食用油の形態で主に摂取するアマニ、胡麻などは油を搾って食べるのが重金属を減らすことができる方法である。
 - 重金属が油にはよく溶けない食用油脂(アマニ油、ごま油)に残っている重金属は約10%程度と確認された。
 - アマニと胡麻を搾って油をとる場合、アマニ油には鉛 6.5%・カドミウム 2.6%・ヒ素 0.9%・アルミニウム 2.9%、ごま油には鉛 1.6%・カドミウム 0%・ヒ素 1.5%・アルミニウム 1.9%程度が残留した。
- 麺や春雨など麺類は、水を十分に残して調理して麺だけ食べるのが良い。
 - 麺類は、水で茹でる間、重金属 70%程度が調理した水に溶け出るのが確認された。
 - 麺は、熱湯で 5 分間調理したとき、カドミウムとアルミニウムがそれぞれ 85.7%、71.7%程度、春雨は熱湯で 10 分間調理したとき、鉛とアルミニウムがそれぞれ 69.2%、64.6%ほど湯水に溶出した。
- ティーバッグタイプの緑茶と紅茶は、98℃で 2 分間浸出後ティーバッグを取り出して飲むのが良い。
 - 98℃で 2 分間の場合、緑茶は約 20%、紅茶は 50%程度移行し、浸出時間が延びる

ほど重金属移行量が増加した。

- 緑茶ティーバッグは 98°C から 2 分間浸出したとき、カドミウムが 14.3%、ヒ素が 4.9% 程度移行したが、10 分浸出時は、カドミウム 21.4%、ヒ素 8.2% と約 1.6 倍程度増加した。
- 紅茶ティーバッグも同様に、2 分浸出時、カドミウム 33.3%、ヒ素 46.3% 程度移行されたが、10 分浸出時、カドミウム 55.6%、ヒ素 78% で約 1.7 倍程度増加しました。

* 緑茶、紅茶などのお茶にはカテキン、ビタミン C などの生理活性物質があり、このような有用な成分も 90°C で 2~3 分間抽出する場合は大部分溶出する

食薬処は、今後も有害汚染物質低減化のための研究を継続的に実施して、実生活で役に立つ方法を知らせて有害汚染物質の暴露を減らせるように努力する。

4. 不正不法食品・医薬品・化粧品の実験領域が拡大される

先端分析チーム/危害師範中央調査団 2019-01-24

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43217

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、食品・医薬品・化粧品に違法に使用される可能性のある中絶薬、肥満治療剤、抗ヒスタミンなど不正物質 575 成分を分析できる 43 分析法を開発・確立して不正・不法製品の流通を迅速に遮断することができるようになったと発表した。

* 食・医薬品の違法混入成分分析法(27)、食用禁止成分分析法(6)、化粧品及び医薬外品分析法(10)などで、多様な分野の分析法を分類して、計 43 分析法を開発・確立

(以下、食品部分のみ)

「食用禁止成分分析法」は、安全性が確認されない食品原料や成分などが含まれている食品が流通し、海外通販で輸入されるのを遮断するために活用される。

* 食用禁止成分分析法: 白鮮皮成分(4 成分)、ウマノスズクサ成分(4 成分)、ハクサンシャクナゲ成分(3 成分)など

- 白鮮皮成分分析法は、摂取すると肝毒性の危険があり食品原料と認めていない。食品に使うことができない原料である白鮮皮を民間では脳卒中や風邪に効果があると謳って、酒に漬けたり水で煎じて摂取している。

5. 新しい食品原料認定、食品医薬品安全処からのお知らせ

新素材食品課 2019-01-23

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43213

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、新しい食品原料として認められるために準備する食品業者や開発者を対象に「オーダーメイド型技術相談」を、3 月から実施する

* 新しい食品原料認定制度: 国内で食品として摂取経験がない原料について安全性などを評価することで、新たな食品の原料として認められるようになれば食品公典掲載前まで一

時的に使うことができる(「食品衛生法」第7条第2項)

今回の技術相談は、新しい食品原料の認定と関連情報の不足で申請が困難な研究開発者と食品業者を支援するために、昨年に引き続き今年も四半期ごとに行う。

主要内容は、▲新しい食品原料認定制度の紹介、▲提出資料の範囲及び詳細の作成要領、▲業者別 1:1 テクニカルサポートなど。

6. 輸入魚の頭及び魚、軟体類の内蔵の安全管理強化

輸入食品政策課 2019-01-22

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43210

食品医薬品安全処、食文化の違いによって輸出国では食用で管理されないが、国内では食用で消費される魚類の頭と軟体類内臓を「特別衛生管理食品」に指定して輸入食品安全管理を強化する内容の「輸入食品安全管理特別法」施行令及び施行規則改正案を、22 日立案する。

今回の改正案は、昨年 12 月に改正(施行：2019.6)された「輸入食品安全管理特別法」のサブ規定を用意するためのもので、食文化の違いによって輸入衛生評価が必要な特別衛生管理対象食品に魚類の頭と軟体類内臓を明示して輸入衛生評価の詳細な手続き及び方法を定めるために用意した。

改正案の主要内容は、▲魚類頭と魚類及び軟体類内臓の特別衛生管理食品指定、▲特別衛生管理、食品の輸入衛生評価の詳細手順及び方法用意、▲ゼロ・乳児の摂取対象表示製品の輸入申告の際、乳幼児の摂取対象申告義務化などである。魚類の頭と魚類及び軟体類の内臓を特別衛生管理食品で指定することによって、輸出国は魚類の頭や魚類の内臓を我が国に初めて輸出しようとする場合は、韓国の輸入衛生評価により輸出国の安全管理の実態を評価した後、安全管理が適している場合にのみ輸入が可能になる。また、特別衛生管理、食品の輸入衛生評価詳細の手続き及び方法を用意して、輸入衛生評価時の輸出国の衛生関連法令及び運営に関する情報、輸出国の生物学的・物理的・化学的要素に対する統制システム情報など輸出国の安全管理実態を確認・評価するようになる。同時に、乳児が摂取対象であることを表示して販売する製品について輸入申告時「乳児摂取対象」であることを申告させることで、乳児用食品の基準及び規格に適合した製品だけ通関できるように安全管理を強化した。

7. 食品医薬品安全庁、グルメ安全の危害テスト・検査機関の管理強化 検査制度課

2019-01-22

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43208

食品医薬品安全処は、食品・医薬品などの試験・検査機関の責任者など 300 人を対象に「2019 年変わる試験・検査方針説明会」を、1 月 22 日と 23 日に開催する。

今回の説明会は、試験・検査機関の能力向上と信頼性の確保に重点を置いて 2019 年から変更する食品・医薬品分野の試験・検査方針などを共有する予定である。

説明会の主要内容は、▲2019年の試験・検査分野の変更制度、▲試験・検査能力の評価計画、▲食品の基準・規格の主要改訂事項、▲農薬ポジティブリスト管理制度(PLS)、▲実験室の情報管理システムの運用事例紹介及び機能改善計画などである。

試験・検査結果の信頼性を向上するために、これまで食品・医薬品などの試験・検査機関の業務範囲には該当しなかったが、実際に行ってきた食品安全管理の認証(HACCP)のための試験・検査と、品目の製造報告のための流通期限の設定検査などを業務範囲に追加した。

検査機関指定後、3回以上の行政処分を受けたり、検査能力の評価結果不適合が3回以上である場合、再指定を受けるのに制限を置くか、指定取り消し事由の発生時に同じ施設・設備を使用する他の分野の指定も一緒に取り消すことができるように事後管理を強化する。また、実験室運営の充実のために実験室情報管理システム使用義務を違反した場合処分することができる基準が新設され、試験・検査員に対する教育義務を守らない場合には過料を賦課する。

8. 食品医薬品安全庁、輸入食品の現地事前安全管理強化で危害食品のブロック

現地実査課 2019-01-17

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43203

食品医薬品安全処は、我が国に食品を輸出する輸出国現地海外製造業所 407ヶ所について、2018年に現地実態調査を実施した結果、衛生管理が不良な74ヶ所を摘発して輸入中断などの措置をしたと発表した。

2018年の現地実態調査不適合率は18.2%で「輸入食品安全管理特別法」が施行された2016年より4倍以上増加しており、これは現地実態調査対象を輸入検査不適合の発生のおそれが高い店を中心に選定したことによるものです。

*不適合店/総現地実態調査店(不適合率): (2016年)15/365(4%)→(2017年)55/406(14%)→(2018年)74/407(18%)

主な不適合の理由は、食品安全の基本になる衛生・安全管理に関する事項として、▲副材料の衛生状態不良、▲食品取り扱い用機械・器具類の洗浄・消毒不十分などの衛生管理不十分、▲作業場従事者の個人衛生管理不十分、▲作業場内の害虫、ネズミなど防虫・防鼠管理不十分など。摘発された製造業所74ヶ所のうち、衛生・安全状態が不良な37ヶ所に対しては店の改善が完了するまで輸入中断措置して、残り37ヶ所は改善命令とともに輸入検査を強化した。

2019年には、輸入食品の現地安全管理をさらに強化して、海外の製造業所450ヶ所に対する現地実態調査を実施する計画です。

9. 回収通知

● 亜硝酸イオンが基準を超えて検出された「ハム」の回収通知

農畜水産物安全課 2019-01-22

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43212

食品医薬品安全処は、市中に流通中である食肉加工品の検査の結果、亜硝酸イオンが基準(0.07 g/kg 以下)を超え検出(0.08 g/kg)された製品を販売中止及び回収措置している。回収対象は株式会社清算食品が製造・販売した「ハム」製品である。

10. 生産段階の卵検査の結果、不適合卵の回収・廃棄

農畜水産物安全課 2019-01-18

http://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=43206

政府は卵安全管理のために産卵鶏農家及び市場流通卵に対する点検及び検査を持続実施している。今回、産卵鶏農家の生産した卵からカルタップ*が基準値を超過し不適合判定された。(基準値 0.01 mg/kg のところ 0.04 mg/kg)

*「カルタップ」は農作物の蛾、ハエなど害虫防除用に使う成分である

該当の農家は近隣の菜園で農作物を栽培し「カルタップ」成分の農薬を使い、畜舎では蛾、ハエなど害虫防除用として使って「卵」から検出されたと推定される。

政府は、農家に保管されていたり、流通されている不適合卵を自治体と合同で全量回収・廃棄措置し、追跡調査などを通じて流通を遮断している。また、該当の農家に対し出荷を中止し、6回連続検査など強化された規制検査を適用する一方、不適合の原因調査を通じて違反事項などが確認された農家を告発または過料など制裁措置する。

*不適合農家の卵は、3回連続検査合格してから2週後に3回連続検査を行う

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA は他国で発見された不正な健康製品に関する情報を更新 (11月-12月 2018)

HSA Updates on Adulterated Products Found Overseas (Nov - Dec 2018)

11 FEBRUARY 2019

https://www.hsa.gov.sg/content/hsa/en/News_Events/HSA_Updates/2019/foreignalertsnoavdec2018.html

アセトアミノフェン、カフェイン、Cardarine、クロベタゾール、シプロヘプタジン、デヒドロエピアンドロステロン (DHEA)、デキサメタゾン、ジクロフェナク、1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA)、ヒドロキノン、MK667、オルリスタット、フェノールフタレイン、フェニルブタゾン、PDE-5 阻害物質、ラウオルフィア、選択的アンドロゲン受容体モジュレーター(SARMs)、シブトラミン、SR 9009、チアネプチン、トラマドール、トピラマートをを含む製品に関する海外製品について情報提供をする。製品写真を含む一覧を掲載。

https://www.hsa.gov.sg/content/dam/HSA/News_and_Events/HSA_Updates/2019/HSAUpdates_Foreign%20Alert%202018_Nov_Dec_final.docx.pdf

-
- インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. アルコール飲料の警告表示について

Direction related to statutory warning on label of Alcoholic Beverages.

(Uploaded on: 06.02.2019)

https://fssai.gov.in/dam/jcr:94a3e4ee-fb9c-4675-a9e0-cb7c06ac6ee1/Direction_Alcoholic_Beverages_06_02_2019.pdf

2018年3月19日に通知したアルコール飲料規制(飲酒は健康に悪い、飲酒運転しない、を3mm以上の文字サイズで表示)の猶予期間が2019年4月1日で終わる。この件について業界からいくつかの問い合わせがあり、2019年1月15日に検討した。その結果200mL未満のアルコール飲料については文字サイズを1.5mm以上とする。

-
- その他

ProMED-mail

アルコール中毒 インド : (ウッタールプラデシ) 致死

Alcohol poisoning - India: (UP) fatal

2019-02-10

<http://www.promedmail.org/post/6307741>

[1] Date: Thu 7 Feb 2019 Source: India Today [edited]

Kushinagar 地方 Tarya Sujan で有毒リキュールを飲んだあと男性2人が死亡。家族は違法酒の取引がこの地域では行われていて地元警察も知っているという。

[2] Date: Sun 10 Feb 2019 Source: India Today [edited]

違法リキュールの摂取による死亡の件で、これまで約175人が逮捕、患者数は297人が登録されている。死者数は日曜日(2019年2月9日)までに92人に登っている。さらに Saharanpur の約10人の警察官が停職。

EurekAlert

- 世界ではごく少数の作物が優勢。持続可能な農業にとっては悪いニュース

A very small number of crops are dominating globally. That's bad news for sustainable agriculture

6-Feb-2019

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2019-02/uot-avs020619.php

1961年から2014年の大規模農業で育てられている作物のデータを調査。地域内での作物の多様性が増加しているものの地球規模では同じような作物が栽培されている。つまりアジア、欧州、南北アメリカの差があまりなくなりつつある。大豆、小麦、稲、トウモロコシの4つだけで世界の土地の50%を占めている。*PLOS ONE*に発表された研究。

- シーフードの誤表示はサプライチェーン全体に渡り存在する、研究が発見

Seafood mislabelling persistent throughout supply chain, study finds

7-Feb-2019

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2019-02/uog-smp020719.php

カナダの Guelph 大学の研究者による新しい研究で、魚の32%は誤表示されており、フードシステムの中を動くに従ってこの数字は悪化することが確認された。*Food Research International*に発表された CFIA との共同研究。フードサプライチェーンのどの工程で問題が生じているのかを調査したところ、サプライチェーンだけでなく、カナダに輸入される前に誤表示がなされていることが判明した。12種の魚を対象に203サンプルを様々な工程で入手した結果、全体の32%が誤表示であった。工程別には、輸入段階での誤表示が17.6%、加工工場では27.3%、小売店では38.1%であった。このことは流通段階で魚の再包装が行われていることを示す。

- カナダでは14%のソーセージが誤表示、Guelph大学の前回調査より減少

Researchers find 14 percent of sausages mislabelled in Canada, down from last University of Guelph study

14-Feb-2019

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2019-02/uog-rf1021419.php

新しい Guelph 大学の DNA バーコード調査によると、カナダの小売店で販売されているソーセージの誤表示が減少している。前は20%だった誤表示率が14%に下がった。*Food Research International*に報告された研究。

今回の調査では、ウマ肉は検出されなかった。30のビーフソーセージのうち5つに羊肉、4つに豚肉、1つに鶏肉が含まれていた。20のチキンソーセージのうち3つにはシチメンチョウ肉、1つには豚肉、1つには牛肉が含まれていた。ポークソーセージには別の種は検出されなかった。

- 大規模研究がフタル酸と乳がんリスクの増加を関連させられなかった

Large study fails to link phthalates and increased breast cancer risk

12-Feb-2019

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2019-02/uoma-lsf021219.php

Journal of the National Cancer Institute に発表された、これまでで最大規模のフタル酸と閉経後女性の乳がんに関する研究。16 万人以上の閉経後女性の参加する Women Health Initiative (WHI) のデータを用いた。WHI で後に乳がんと診断される 419 人と乳がんになっていない 838 人の尿の 11 のフタル酸代謝物を、ベースライン、1 年目、3 年目の検体で調べた。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室